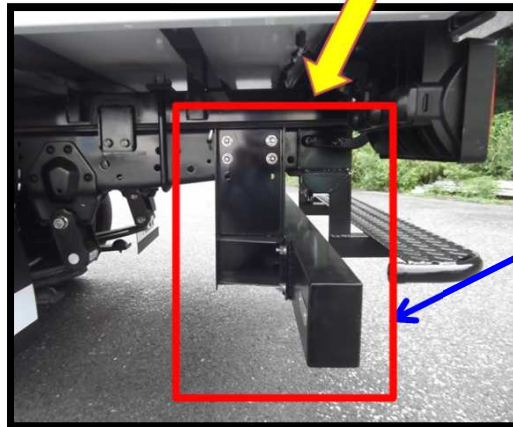


改善箇所説明図



基準不適合発生箇所

 内は交換する部品を示す

型式指定を受けた突入防止装置において、構成部品の一部の材質及びブステーの取付位置が、型式指定を受けたものと異なっていたものがあった。また、装置の生産において記録が必要とされる記録表の一部に、記載内容の不備が確認された。このため、装置の型式指定の要件を満足せず、道路運送車両法の保安基準に適合しないおそれがある。

【改善措置の内容】

全車両、装置の型式指定を受けた突入防止装置と交換する。

識別:改善実施済車両には、前壁右下部の製造銘板付近に対策済みNo.4204のステッカーを貼付けする。